

## 通所介護サービス支援事業費補助金交付要綱

制定 令和2年9月4日付け長第444号

### (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大影響下において、要介護・要支援の高齢者に必要な介護サービスの確保を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月15日付け老発0515 第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱（令和2年6月12日付け厚生労働省発老0612 第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、「介護サービス事業所等」とは、次に掲げる事業所又は介護施設等で岩手県内（盛岡市の区域を除く。）に所在するものとする。

#### (1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。)

#### (2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)

#### (3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

#### (4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

### (補助対象事業等)

第3 補助対象事業及び補助対象経費は国実施要綱3及び別添のとおりとし、補助額は介護サービス事

業所等の種別ごとに国実施要綱別添に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、当額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、国交付要綱5（1）から（7）に掲げる条件とする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

（申請の取下げ期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間等）

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間とし、同項第2号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価30万円以上の財産とする。

（立入検査等）

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（書類の整備等）

第10 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第7に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表（第11関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 通所介護サービス支援事業費補助金交付申請書	様式第1号	1部	別に定める
	2 通所介護サービス支援事業費補助金交付申請書総括表	様式第1号別紙1	1部	
	3 事業所・施設別申請額一覧	様式第1号別紙2	1部	
	4 事業所・施設別個表	様式第1号別紙3	1部	
	5 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 通所介護サービス支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	様式第2号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
	2 交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの		1部	
	3 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第13条第1項の規定による書類	1 通所介護サービス支援事業費補助金実績報告書	様式第3号	1部	当該事業が完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	2 通所介護サービス支援事業費補助金請求書	様式第4号	1部	
	3 支払いがわかるもの（写し）		1部	
	4 その他知事が必要と認めるもの		1部	